

雄武町水防計画

雄武町防災会議

目次

第1章 総則	3
第1節 目的	3
第2節 用語の定義	3
第3節 水防の責任等	5
第4節 津波における留意事項	7
第5節 安全配慮	7
第2章 水防組織	11
第1節 町の水防組織	11
第3章 重要水防箇所	23
第4章 予報及び警報	27
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	27
第2節 気象庁が行う予報及び警報	27
第3節 洪水予報河川における洪水予報	31
第4節 水防警報	33
第5章 水位等の通報及び公表	39
第1節 水位の観測、通報及び公表	39
第6章 気象予報等の情報収集	45
第7章 ダム・樋門等の操作	51
第1節 ダムの操作	51
第2節 樋門等の操作	52
第8章 通信連絡	59
第9章 水防施設及び輸送	73
第1節 水防資器材	73
第2節 輸送の確保	75
第10章 水防活動	81
第1節 水防配備	81
第2節 巡視及び警戒	83
第3節 水防作業	85
第4節 緊急通行	86
第5節 警戒区域の指定	87
第6節 避難のための立退き	88
第7節 決壊・越水等の通報	89
第8節 水防配備の解除	90
第11章 水防信号、水防標識等	93
第1節 水防信号	93
第2節 水防標識	94

第3節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票.....	95
第12章	協力及び応援.....	99
第13章	費用負担と公用負担.....	103
第1節	費用負担.....	103
第2節	公用負担.....	104
第14章	水防報告等.....	109
第15章	水防訓練.....	115
第16章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置.....	119
第1節	洪水、内水、高潮対応.....	119
第2節	津波対応.....	121
第17章	水防協力団体.....	125
第18章	指定水防管理団体の水防計画.....	129

第1章 総則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、雄武町（以下「町」という。）の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、洪水、大雨出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は、次のとおりである。

標記	説明
(1) 水防管理団体	水防の責任を有する町をいう（法第2条第2項）。
(2) 指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう（法第4条）。
(3) 水防管理者	水防管理団体の長である町長をいう（法第2条第3項）。
(4) 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
(5) 消防機関の長	消防団の長をいう（法第2条第5項）。
(6) 水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
(7) 量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。
(8) 水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
(9) 洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

標記	説明
(10) 水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
(11) 水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
(12) 水位周知下水道	町長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。
(13) 水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川又は水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位又は雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
(14) 水防団待機水位（通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
(15) 氾濫注意水位（警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であり、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は道知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
(16) 避難判断水位	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
(17) 氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

標記	説明
(18) 洪水特別警戒水位	法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
(19) 雨水出水特別警戒水位	法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。町長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
(20) 重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
(21) 洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
(22) 内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として町長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は、次のとおりである。

第 1 町 町の責任

町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (6) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (10) 公用負担（法第 28 条）

- (11) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (12) 水防協力団体の指定（法第 36 条）

第 2 道の責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、指導と水防能力の確保すべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第 10 条第 3 項）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 13 条の 4）
- (6) 水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (7) 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2）
- (8) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- (11) 緊急時の水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (12) 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

第 3 国土交通大臣（網走開発建設部）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、第 13 条の 2）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (4) 水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- (6) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (7) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (8) 道又は水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

第 4 気象庁（網走地方气象台）の責任

- (1) 気象予報及び警報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

第5 居住者等の義務

水防活動への従事（法第24条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

したがって、水防活動及び消防団員（水防団員）自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員（水防団員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員（水防団員）自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員（水防団員）自身の安全は確保しなければならない。

1 配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 水防活動の指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 水防活動の指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員（水防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 水防活動の指揮者は、消防団員（水防団員）等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を消防団員（水防団員）等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 水防活動の指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

- (10) 津波浸水想定の区域内にある消防団（水防団）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- (11) 出水期前に、消防団員（水防団員）を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

第1 町の組織

町は、町災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、その総括は住民生活課が行う。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理する。

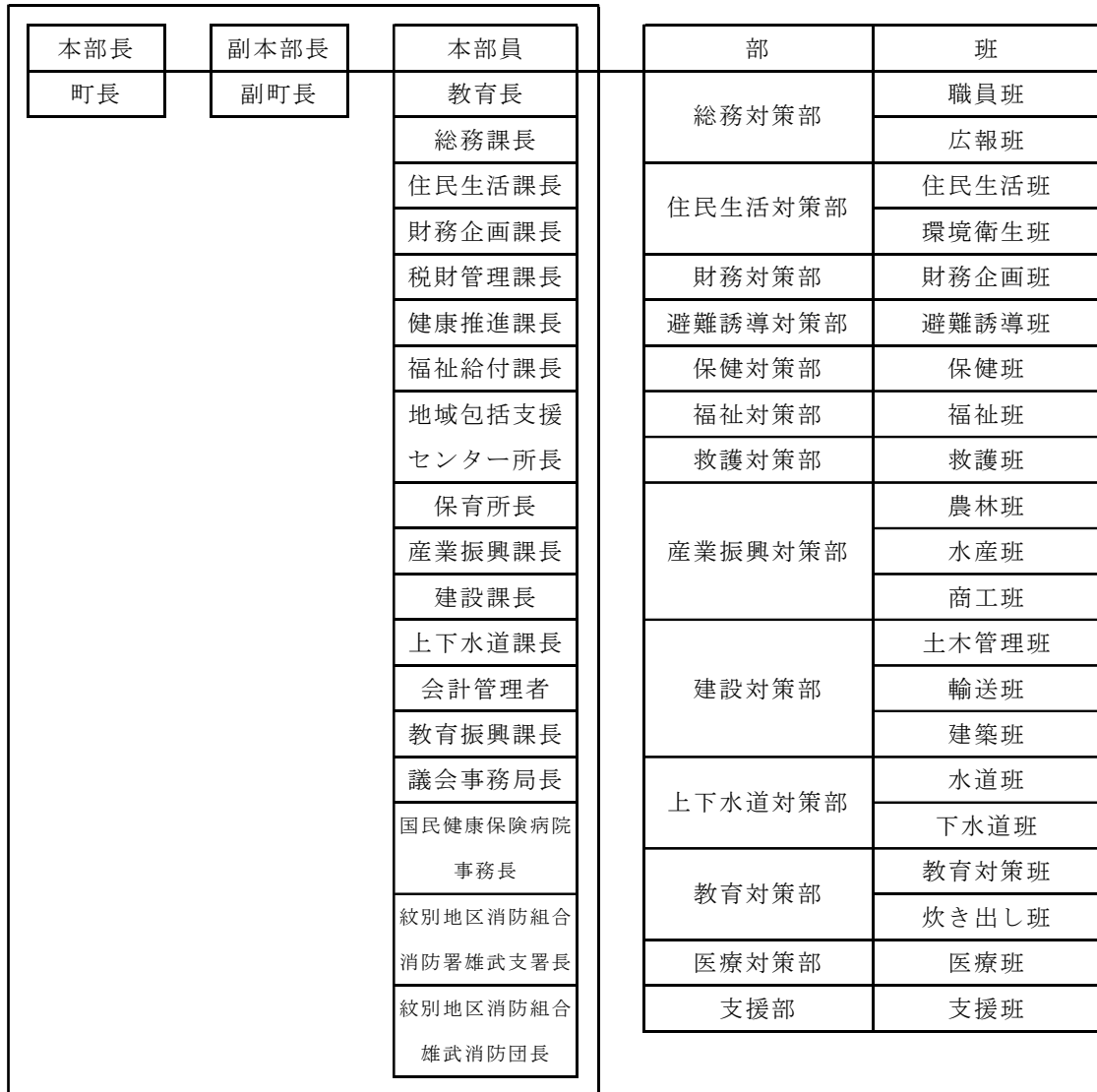
第2 水防計画の調査等

法第33条の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、町防災会議が行う。

第3 水防本部の組織及び業務分担

水防本部の組織及び業務分担は、次のとおりとする。

【水防本部の組織図】



本部会議の構成
本部長
副本部長
本部員
本部長の指名する職員

【業務分担】

部	班（編成）	所掌事務
総務対策部 【部長】 総務課長	職員班 【班長】 庶務係長 【編成】 総務課 庶務係 職員厚生係	【災害応急対策】 1 職員の非常招集の実施に関する事。こと。 2 災害情報及び被害情報の収集に関する事。こと。 3 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関する事。こと。 4 労務の供給に関する事。こと。 5 町本部長、町副本部長の秘書に関する事。こと。 6 災害視察者の接遇に関する事。こと。 7 防災ボランティアの受け入れ及び調整の総括に関する事。こと。 8 その他、職員業務に関する事。こと。 【災害復旧】 1 災害対策従事者の公務災害補償に関する事。こと。
	広報班 【班長】 情報統計係長 【編成】 総務課 情報統計係	【災害応急対策】 1 職員の非常招集の実施に関する事。こと。 2 災害情報及び被害情報の収集に関する事。こと。 3 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関する事。こと。 4 労務の供給に関する事。こと。 5 町本部長、町副本部長の秘書に関する事。こと。 6 災害視察者の接遇に関する事。こと。 7 防災ボランティアの受け入れ及び調整の総括に関する事。こと。 8 その他、職員業務に関する事。こと。
住民生活対策部 【部長】 住民生活課長	住民生活班 【班長】 住民活動係長 【編成】 住民生活課 住民活動係 戸籍住民係	【災害応急対策】 1 気象の予警報及び情報の受理伝達に関する事。こと。 2 町本部の庶務に関する事。こと。 3 町本部の設置・廃止及び本部員会議に関する事。こと。 4 町防災会議その他関係機関団体の連絡調整に関する事。こと。 5 消防機関との連絡調整に関する事。こと。 6 ガス、電気及び通信事業者との連絡調整に関する事。こと。 7 災害情報及び被害情報の収集及び集計に関する事。こと。 8 災害情報等報告取扱要領に基づく北海道への報告に関する事。こと。 9 通信連絡機能の確保に関する事。こと。 10 避難指示等の発令・伝達に関する事。こと。 11 避難場所の開設調整に関する事。こと。 12 広域避難に関する事。こと。 13 警戒区域の設定の判断に関する事。こと。 14 応急措置の調整に関する事。こと。 15 自衛隊の災害派遣要請に関する事。こと。 16 他市町村、北海道、防災関係機関への応援要請に関する事。こと。 17 住民組織との連絡調整に関する事。こと。 18 食料及び衣料・生活必需品等の調達の総括に関する事。こと。 19 救助法に関する事。こと。 20 災害時の暖房器具・燃料の確保に関する事。こと。 21 災害に関する相談及び苦情等の処理に関する事。こと。

部	班（編成）	所掌事務
		22 事故災害対策に関すること。 23 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援に関すること。 【災害復旧】 1 災害復旧対策の総括に関すること。
	環境衛生班 【班長】 環境衛生係長 【編成】 住民生活課 環境衛生係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 3 防疫応急対策に関すること。 4 避難場所の環境衛生対策に関すること。 5 被災地の環境衛生対策に関すること。 6 遺体の処理及び埋葬に関すること。 7 逸走犬等の保護に関すること。 8 家庭動物の避難に関すること。 9 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 10 その他、清掃業務に関すること。 【災害復旧】 1 災害復旧対策に関すること。
財務対策部 【部長】 財務企画課長	財務企画班 【班長】 財務企画課長補佐 又は 企画調整係長 【編成】 財務企画課 財政係 企画調整係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 3 災害経費の経理に関すること。 4 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関すること。 5 救援物資の受け入れに関すること。 6 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。 7 その他、財務業務に関すること。 【災害復旧】 1 災害復旧予算措置及び財政援助措置に関すること。 2 災害見舞金・義援金の受理及び配布に関すること。
避難誘導対策部 【部長】 税財管理課長	避難誘導班 【班長】 課税係長 【編成】 税財管理課 課税係 収納係 管財係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 避難誘導の総括に関すること。 3 消防機関等が行う救出活動の支援に関すること。 4 被災者及び被災家屋等の実地調査に関すること。 5 その他、情報業務に関すること。 【災害復旧】 1 税の減免、徴収猶予に関すること。 2 住民の財産保護に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。

部	班（編成）	所掌事務
保健対策部 【部長】 健康推進課長	保健班 【班長】 健康推進課長補佐 又は 保健係長 【編成】 健康推進課 保健係	【災害応急対策】 1 被災地及び避難場所の保健指導及び栄養指導に関する こと。 2 感染症の予防に関すること。 3 北海道及び紋別医師会等の医療機関との連絡調整に関 すること。 4 災害時の医薬品の供給に関すること。 5 その他、保健業務に関すること。 【災害復旧】 1 被災者生活再建支援制度に関すること。
福祉対策部 【部長】 福祉給付課長	福祉班 【班長】 社会福祉係長 又は 保険給付係長 【編成】 福祉給付課 社会福祉係 保険給付係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 避難場所の開設・運営に関すること。 3 医療関係機関等の医療救護活動の支援に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 救助法に基づく救助の実施に関すること。 6 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関すること。 7 警察や消防機関が行う行方不明者の捜索活動の支援に 関すること。 8 防災ボランティアの受け入れに関すること。 【災害復旧】 1 社会福祉施設の復旧に関すること。 2 災害救助費の予算経費に関すること。 3 各福祉資金に関すること。
救護対策部 【部長】 地域包括支援セン ター所長	救護班 【班長】 地域包括支援センター 副所長 又は 介護予防係長 【編成】 地域包括支援センター 介護予防係 在宅支援係 保育所 児童保育係 児童センター	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 保育所及び児童センターの避難支援に関すること。 3 避難場所の開設・運営に関すること。 4 医療関係機関等の医療救護活動の支援に関すること。 5 被災者の保健指導に関すること。 6 重症患者等の輸送体制の確保に関すること。 7 防災ボランティアの受け入れに関すること。

部	班（編成）	所掌事務
産業振興対策部 【部長】 産業振興課長	農林班 【班長】 産業振興課長補佐 又は 農務係長 【編成】 産業振興課 農務係 農地整備係 林務係 農業委員会 農地係 振興係 地籍係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関する事 2 避難場所の開設・運営に関する事 3 所管施設の応急対策に関する事 4 被災地の病虫害の防疫に関する事 5 家畜の防疫対策に関する事 6 家畜の伝染病予防に関する事 7 家畜飼料の確保に関する事 8 死亡獣畜の処理に関する事 9 農作物種苗等生産資材の確保に関する事 10 その他、農林業務に関する事 【災害復旧】 1 農林施設の復旧に関する事 2 災害時の農林、畜産関係資金の融資に関する事
	水産班 【班長】 産業振興課長補佐 又は 水産係長 【編成】 産業振興課 水産係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関する事 2 重要警戒区域の巡視活動に関する事 3 災害時の海上交通安全対策に関する事 4 応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事 5 所管施設の応急対策に関する事 6 遭難漁船の救助に関する事 7 出漁漁船の避難連絡に関する事 8 その他、水産業務に関する事 【災害復旧】 1 海岸施設の復旧に関する事 2 漁港施設の復旧に関する事 3 水産施設の復旧に関する事 4 災害時の水産関係資金の融資に関する事
	商工班 【班長】 産業振興課長補佐 又は 商工観光係長 【編成】 産業振興課 商工観光係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関する事 2 観光客や外国人等の避難支援に関する事 3 所管施設の応急対策に関する事 4 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 5 その他、商工業務に関する事 【災害復旧】 1 被災商工者及び観光関係業者の金融相談及び応急対策に関する事

部	班（編成）	所掌事務
建設対策部 【部長】 建設課長	土木管理班 【班長】 建設課長補佐 又は 土木管理係長 【編成】 建設課 土木管理係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 重要警戒区域の巡視活動に関すること。 3 所管施設の応急対策に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 道路の交通規制に関すること。 6 放置車両の撤去に関すること。 7 災害時の防災資器材及び水防資器材の運用に関すること。 8 労務供給対策に関すること。 9 防災資器材及び水防資器材の確保に関すること。 10 その他、土木管理業務に関すること。 【災害復旧】 1 河川施設の復旧に関すること。 2 道路施設の復旧に関すること。
	輸送班 【班長】 都市計画係長 【編成】 建設課 都市計画係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 災害時の輸送に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 所管施設の応急対策に関すること。 5 市街地の浸水防止対策に関すること。 6 その他、建設業務に関すること。 【災害復旧】 1 公園、緑地街路樹等の復旧に関すること。
	建築班 【班長】 建築係長 【編成】 建設課 建築係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 家屋等の被害状況の調査に関すること。 4 被災宅地安全対策に関すること。 5 炊き出し所及び救護所の設営に関すること。 6 仮設住宅の設営に関すること。 7 その他、建築業務に関すること。 【災害復旧】 1 災害時の建設用復旧資材の需給計画に関すること。 2 住宅の復旧に関すること。

部	班（編成）	所掌事務
上下水道対策部 【部長】 上下水道課長	水道班 【班長】 水道係長 【編成】 上下水道課 水道係 水道業務係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 所管施設の応急対策に関すること。 3 応急給水対策に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 断水等の広報、周知に関すること。 【災害復旧】 1 簡易水道施設の復旧に関すること。
	下水道班 【班長】 下水道係長 【編成】 上下水道課 下水道係 水道業務係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 下水道区域の浸水防止対策に関すること。 4 その他、上下水道業務に関すること。 【災害復旧】 1 下水道施設の復旧に関すること。
教育対策部 【部長】 教育長	教育対策班 【班長】 教育振興課長 【編成】 教育委員会 総務管理係 学校教育係 生涯教育係 図書業務係	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 教職員、児童生徒等の安否確認に関すること。 3 児童生徒等の避難支援に関すること。 4 社会教育施設の避難支援に関すること。 5 避難場所の開設・運営に関すること。 6 所管施設の応急対策に関すること。 7 応急教育の確保に関すること。 8 学用品等の支給に関すること。 9 教職員の確保に関すること。 10 文化財保全対策に関すること。 11 被災児童生徒の健康管理に関すること。 【災害復旧】 1 学校教育施設の復旧に関すること。 2 社会教育施設の復旧に関すること。
	炊き出し班 【班長】 教育振興課長補佐 又は 学校給食係長 【編成】 教育委員会 学校給食係 学校給食センター	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 給食施設の応急対策に関すること。 3 炊き出しに関すること。

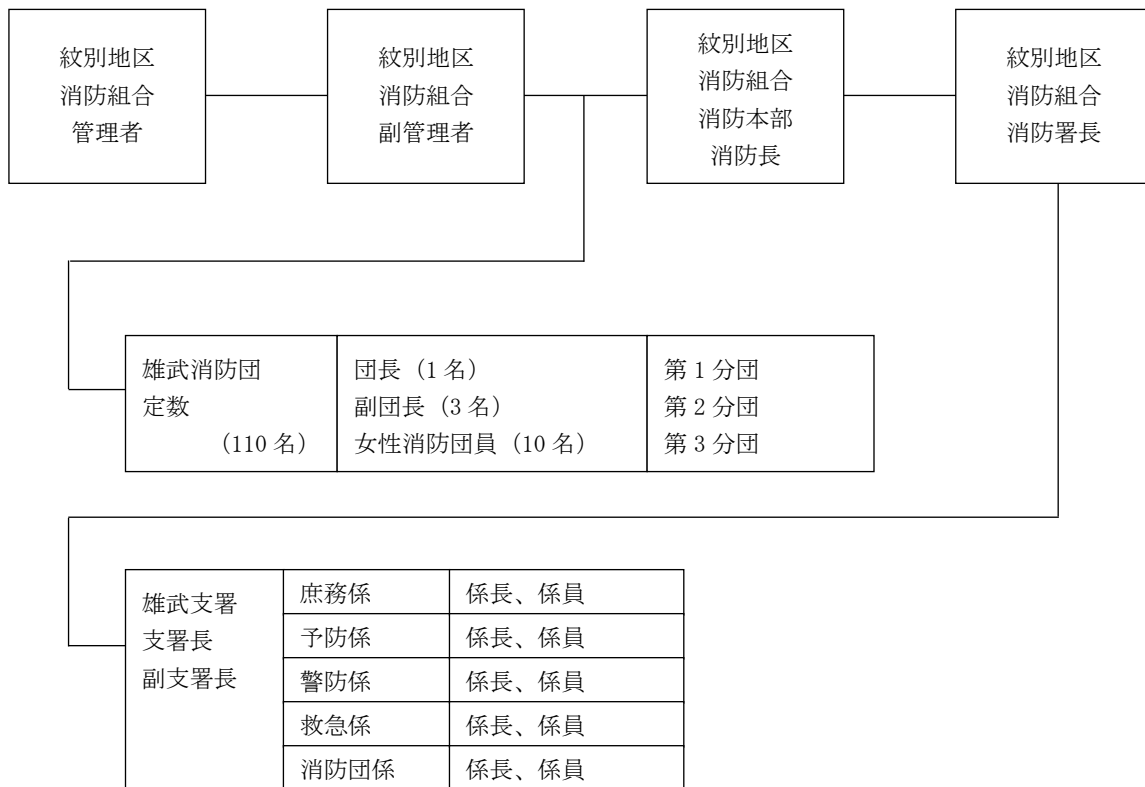
部	班（編成）	所掌事務
医療対策部 【部長】 国民健康保険病院 事務長	医療班 【班長】 国民健康保険病院事務 次長 又は 国民健康保険病院庶務 係長 【編成】 国民健康保険病院 介護老人保健施設ハマ ナス	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 従業員や施設利用者、外来者、入院患者等の安否確認に関すること。 3 施設利用者、外来者、入院患者等の避難支援に関すること。 4 医療救護活動に関すること。 5 災害時の医薬品の供給に関すること。 6 医療施設の応急対策に関すること。 7 その他、医療対策に関すること。 【災害復旧】 1 医療施設の復旧に関すること。
支援部	支援班 【編成】 議会事務局 出納室	【災害応急対策】 1 災害情報及び被害情報の収集に関すること。 2 各対策部の支援に関すること。

第4 消防機関の組織

消防機関の組織は、次のとおりとする。

【消防機関の組織】

（令和3年12月末現在）



第5 消防団（水防団）の管轄区域等

消防団（水防団）の管轄区域及び定員は、次のとおりとする。ただし、管轄区域以外の区域であっても消防機関の長が必要と認め、指示したときは、直ちに出勤し、現地水防活動に当たる。

【消防団（水防団）の管轄区域】

分団名	管轄区域	定数	集合場所
第1分団	雄武・北雄武・南雄武・中雄武地区	110	第1分団詰所 0158-84-2052
第2分団	幌内・北幌内地区		第2分団詰所 0158-86-2141
第3分団	沢木・上沢木地区		第3分団詰所 0158-85-2155

第3章 重要水防箇所

第3章 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所（第1章第2節「用語の定義」参照）を中心として随時町内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。

町内における重要水防箇所は、次のとおりである。

(平成30年4月現在)

水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域延長 (km)	重要度	築堤有・無
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離			
オコツナイ川	オコツナイ川	雄武町	左岸	錦町	(国)オコツナイ橋から0.33km下流	0.00	本町	(国)オコツナイ橋	0.33	0.33	B	無
オコツナイ川	オコツナイ川	雄武町	右岸	旭町	(国)オコツナイ橋から0.33km下流	0.00	本町	(国)オコツナイ橋	0.33	0.33	B	無
ポンオコツナイ川	ポンオコツナイ川	雄武町	左岸	錦町	(国)雄古都橋から0.47km下流	0.00	幸町	(国)雄古都橋	0.47	0.47	B	無
ポンオコツナイ川	ポンオコツナイ川	雄武町	右岸	錦町	(国)雄古都橋から0.47km下流	0.00	幸町	(国)雄古都橋	0.47	0.47	B	無

第4章 予報及び警報

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予警報 (法第10条第1項) (気象業務法第14条の2第1項)	大雨注意報・大雨警報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	網走地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 (法第10条第2項) (法第11条第1項) 気象業務法 (第14条の2第2項) (第14条の2第3項)	注意報 警報 情報	網走開発建設部 北海道 網走地方気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

網走地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局網走開発建設部長及びオホーツク総合振興局長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

1 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合 する注意報・警報・ 特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する。)

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

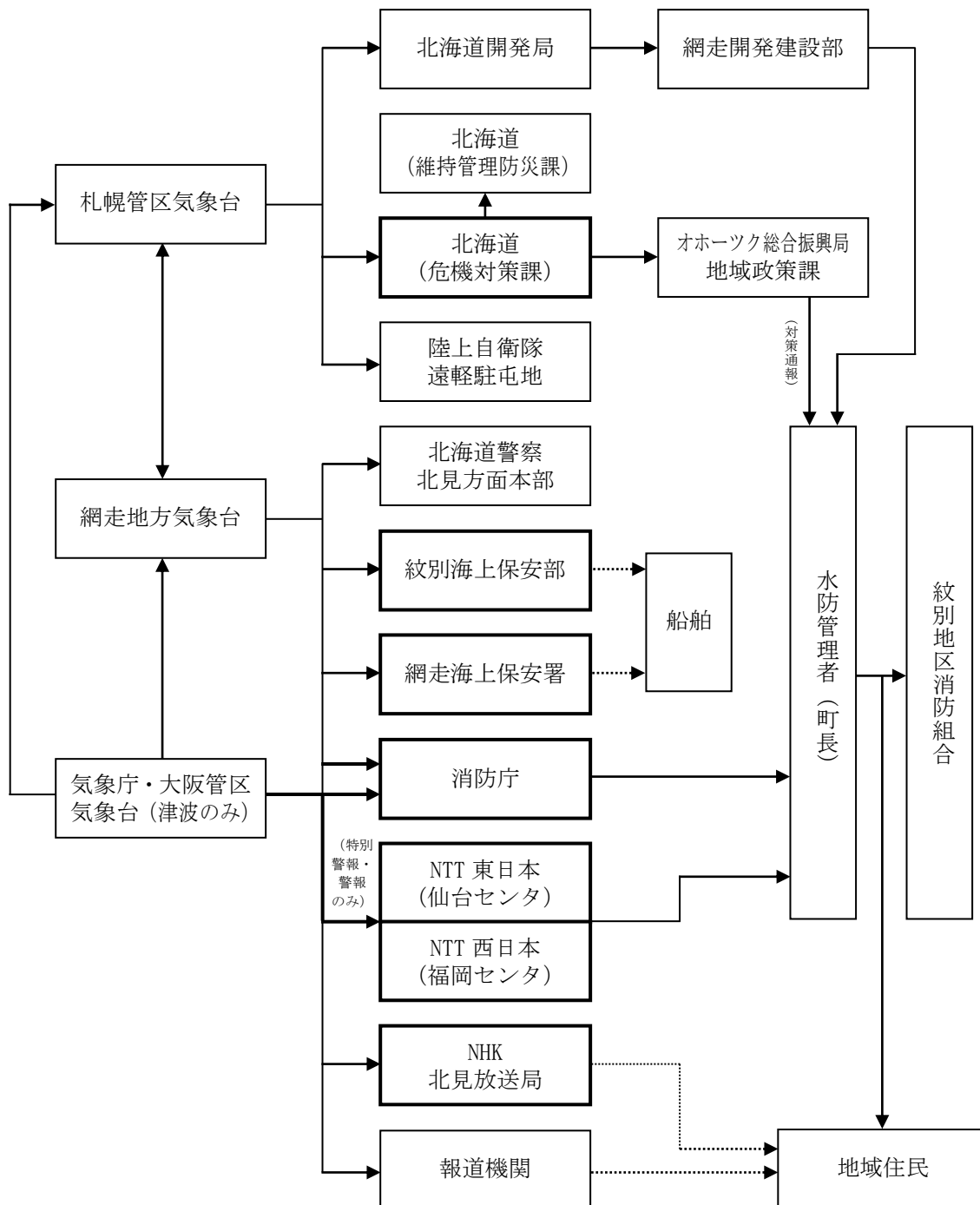
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。

これらの概要は、次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

第2 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。なお、道から水防管理者（町）への通知は、北海道防災情報システムにより行われる。



（注： ———→ 法定伝達経路 ·····→ 放送又は無線）

第3節 洪水予報河川における洪水予報

道知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、道知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、雄武町においては、該当する河川はない。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

第1 国の機関が行う洪水予報

1 洪水予報河川

国と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は、「北海道水防計画（資料編）別表2 洪水予報指定河川（国土交通大臣指定）」のとおりである。

2 国の機関が行う洪水予報の伝達

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（関係市町村長）へ通知される。

第2 道知事が行う洪水予報

1 洪水予報河川

法第 11 条第 1 項の規定により、道知事が気象庁と共同して洪水予報を行う河川は、「北海道水防計画（資料編）別表 5 指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間」のとおりである。

2 道知事が行う洪水予報の伝達

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムから通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者（関係市町村長）へ通知される。

第4節 水防警報

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

道知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等とともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第3 高潮時の海岸に関する水防警報

【種類、内容及び発表基準】

種類	内容	発表基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの <活動内容> ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全が確保できるよう海岸からの距離を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪状況・CCTV 等により越波発生が確認あるいは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

第4 津波に関する水防警報

道知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

ただし、次の(1)～(3)のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- (1) 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- (2) 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- (3) 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの

津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で、かつ、安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	津波警報等が解除されたとき、又は水防活動の必要があると認められなくなったとき。

第5 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が水防警報を行うために指定した河川・海岸は、「北海道水防計画（資料編）別表3 水防警報指定河川及び指定海岸（国土交通大臣指定）」のとおりである。

第6 道知事が行う水防警報

道知事が水防警報を行うために指定した河川は、「北海道水防計画（資料編）別表5 指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）」のとおりである。

第5章 水位等の通報及び 公表

第5章 水位等の通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

第1 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

北海道が所管する、町内の水位観測所及びその水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、下表のとおりである。

（単位：m）

観測所名	種別	河川名 (所管)	観測所所在地	水防団 待機水 位	氾濫注 意水位	氾濫危 険水位	計画高 水位
上幌内	雨量	幌内川 (北海道)	字上幌内原野 631 番地 (滝の沢合流点上流付近)	—	—	—	—
幌内	水位	幌内川 (北海道)	字幌内 799 番地 1 地先 (さけますふ化場付近)	4.17	5.08	6.11	—
中雄武	水雨	雄武川 (北海道)	字中雄武 210 番地 1 地先河川敷 (中雄武橋下流付近)	17.08	17.89	18.80	—

2 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、随時情報の把握を行う。

3 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行う。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行われる。

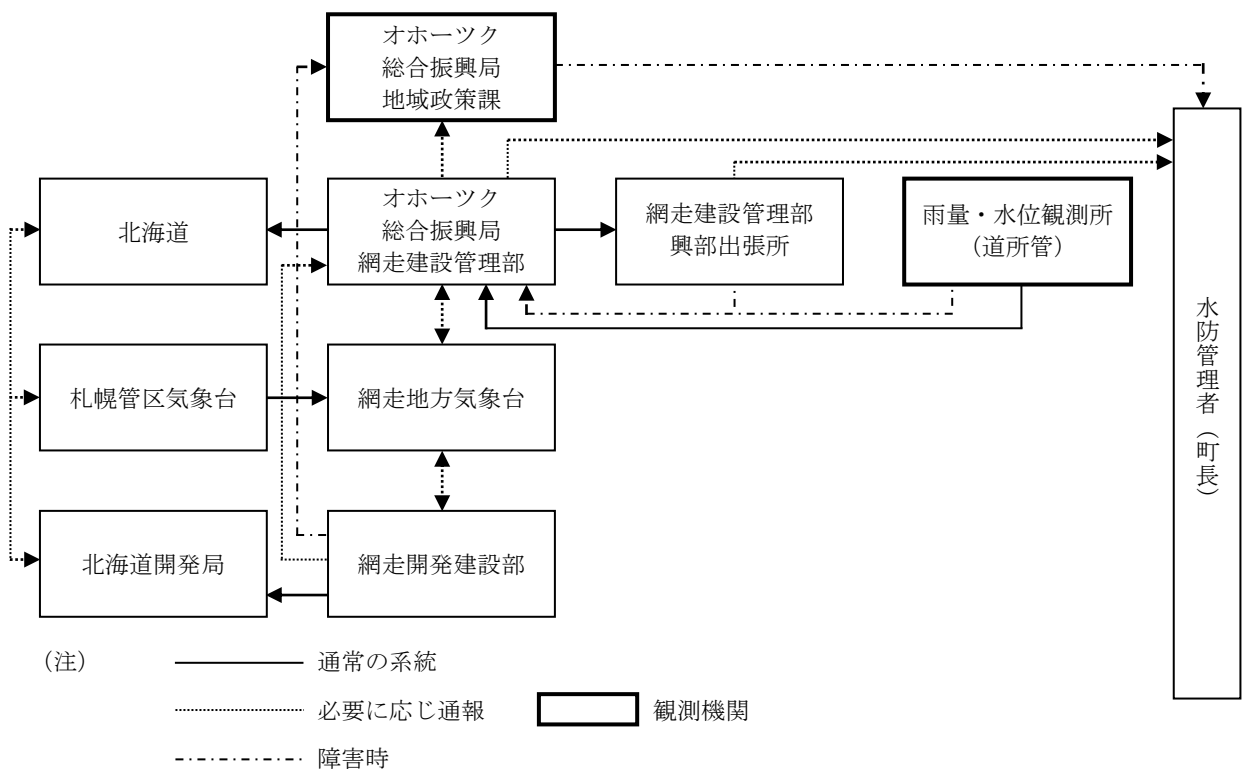
4 障害時の措置

観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由によって前記ホームページに観測値を掲載できないときは、5に記載の水位等通報系統図により、町への通報がなされる。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図



第2 雨量の通報

1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により前記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況が上の水位等通報系統図に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行い、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(2) 1時間雨量が25mm(融雪期10mm)に達したとき。

第3 潮位の通報

北海道開発局及び気象官署は、水防管理者又は道知事から潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報する。

道内の主な検潮所は、「北海道水防計画(資料編)別表11 検潮所一覧表」のとおりである。

第6章 気象予報等の情報 収集

第6章 気象予報等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者（町長）及び水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらず、インターネット、テレビ、ラジオ等により、気象情報の収集に努める。

水防管理者（町長）及び水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネット上に公開されている市町村向けの気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「リアルタイムナウファス」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等

2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「リアルタイムナウファス」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災ポータル	http://www.bousai-hokkaido.jp/	緊急情報、避難情報、気象情報等
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル（危険度分布）、流域雨量指数の予測値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第7章 ダム・樋門等の操作

第7章 ダム・樋門等の操作

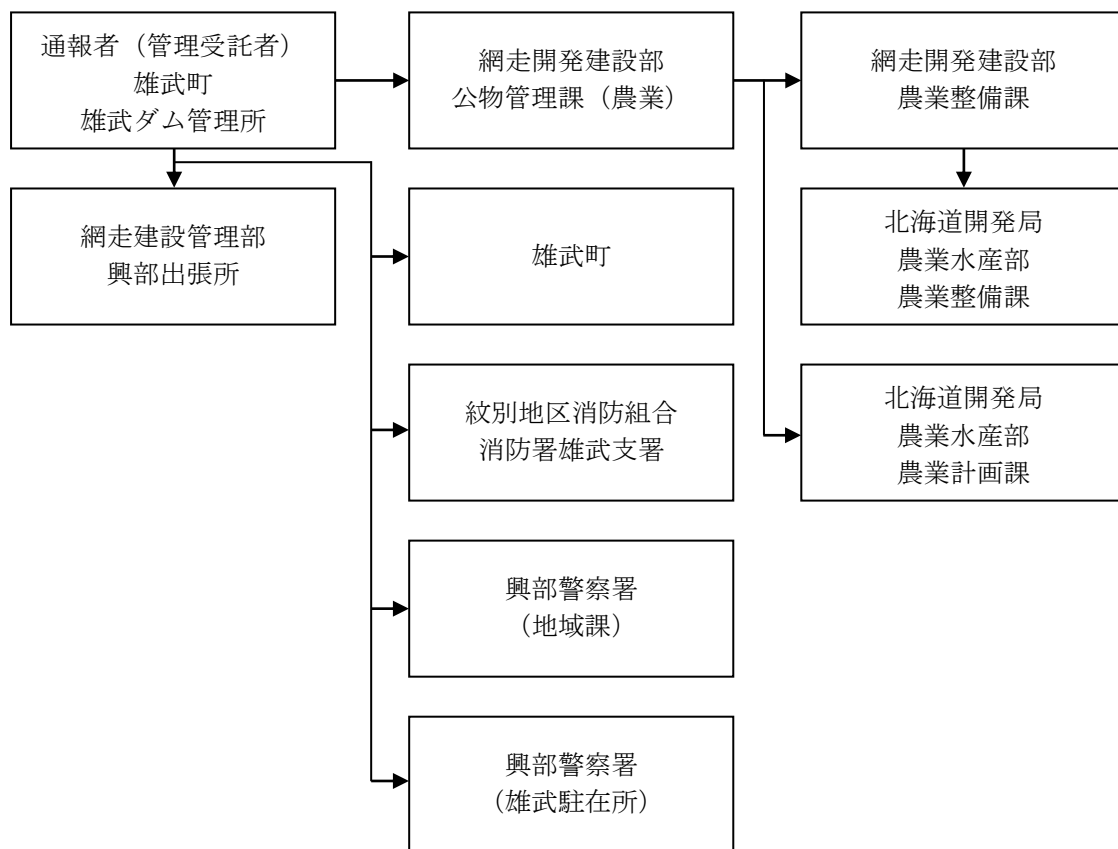
第1節 ダムの操作

第1 操作

- 1 ダム管理受託者は、気象状況及び水位の変動に留意し、「雄武ダム土地改良水利使用規則（平成27年3月24日付けオ網建管第1305号）」第8条1項に基づいて定めたダム管理規程により、貯水放流、門扉開閉等を行う。
- 2 ダム管理受託者は、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をする。
- 3 ダム管理受託者は、ダムの放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム管理規程に基づき、関係機関に対して予報し、通知する。

第2 ダム情報系統図

雄武ダムの地震時及び緊急時における連絡体制は、次のとおりである。



第2節 樋門等の操作

第1 河川区間の樋門等（洪水）

樋門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の委託業務処理要領等に基づき、的確な操作を行う。

町の区域内に設置された樋門等の内水排除施設は、次のとおりである。

【樋門・樋管一覧】

(令和4年3月末現在)

番号	樋門・樋管名	水系名	河川名	場所	管理者
1	7号樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
2	6号樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
3	5号樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
4	第四号排水樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
5	第三号排水樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
6	第二号排水樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
7	第一号排水樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
8	門伝樋管	雄武川	当沸川	南雄武	オホーツク総合振興局長
9	共栄川樋門	雄武川	雄武川	南雄武	オホーツク総合振興局長
10	川本川樋門	雄武川	雄武川	北雄武	オホーツク総合振興局長
11	神田樋門	雄武川	雄武川	中雄武	オホーツク総合振興局長
12	川本地先樋管	雄武川	雄武川	北雄武	オホーツク総合振興局長
13	雄武橋下流地先樋管	雄武川	雄武川	南雄武	オホーツク総合振興局長
14	雄武橋上流地先樋管	雄武川	雄武川	南雄武	オホーツク総合振興局長
15	高木地先排水樋管	幌内川	ナプポロナイ川	下幌内	オホーツク総合振興局長
16	木村地先排水樋門	幌内川	幌内川	北幌内	オホーツク総合振興局長
17	孵化場樋門	幌内川	幌内川	下幌内	オホーツク総合振興局長

【樋門・樋管位置図（雄武川水系）】



【樋門・樋管位置図（幌内川水系）】



第2 操作の連絡

樋門等の管理者は、各施設の委託業務処理要領等に基づき、樋門等の操作についての情報を、必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

第3 連絡系統

連絡系統については、各施設の委託業務処理要領等に基づき、連絡する。

第8章 通信連絡

第8章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体（町）は、道と連携を図り、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体（町）は、水災時には、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備を使用して迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えて対策を講じておく。

なお、公衆通信設備以外の通信として利用できる通信施設については、第3の3「公衆通信設備以外の通信」のとおりである。

3 連絡責任者

水防管理団体（町）の連絡責任者は、住民生活課長とし、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、その氏名及び連絡先等をあらかじめ関係のある水防管理団体及び水防に關係のある機関に通知しておく。

第2 通信連絡系統図

水防を実施するための道及び関係機関の通信連絡系統は、「北海道水防計画（資料編）別表16 多重無線回線経路図」のとおりである。

第3 「災害時優先通信」の取扱い

1 災害時優先通信

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、水防管理団体（町）は、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかを分かるようにしておく。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルし、NTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 町防災行政無線による通信

町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

ウ 消防無線による通信

紋別地区消防組合及び消防車に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

(2) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(3) 警察電話等による通信

興部警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(4) 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社紋別営業所を経て行う。

(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

4 通信途絶時等における措置

これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているので、その利用も検討する。

連絡先	総務省北海道総合通信局防災対策推進室	(直通電話) 011-747-6451
-----	--------------------	---------------------

第4 その他の通信施設の使用

法第 27 条第 2 項の規定により、北海道開発局長、道知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

【通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）】

借受申請書

災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総務省
北海道総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

貸付承認通知書

年 月 日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

年 月 日
総務省
北海道総合通信局長 印

借受書

年 月 日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総務省
北海道総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

1	申請者 (法人の場合、 その名称及び代 表者名)	氏名又は名称		
		住所		
2	申請台数	小型移動電源車 (5.5 kVA)		台
		中型移動電源車 (100 kVA)		台
3	使用目的及び 必要とする理由	災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給ができる移動電源車が必要となるため。		
4	使用場所	※ 使用場所が指定できるときのみ記入ください。		
5	借受期間	年	月	日から
		年	月	日まで
6	引渡場所			
7	備考			

<注意事項>

- ① 民間事業者が移動電源車の貸与を受ける場合は、有償貸与となる。
- ② 中型移動電源車の貸与を受ける者は、電気事業法（保安管理規定の届出、電気主任技術者の選任）を遵守すること。
- ③ 中型移動電源車の貸与を申請する場合であって、緊急自動車※として運用することを希望する者は、その旨を備考欄に記載の上、緊急走行の訓練及び経験を確認できる資料を添えて申請すること。

※公安委員会から緊急自動車の指定を受けた車両が、緊急用務のため運転中のものを緊急自動車といい、中型移動電源車は災害の応急復旧のための緊急用務であれば、緊急自動車として他の交通車両に優先して道路を通行することが可能。

【通信機器の借用様式（通信機器）】

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

年 月 日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

年 月 日

総務省
北海道総合通信局長 印

借受書

年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。
通信機器使用に際しては、別記8貸付条件に従います。
令第八条に規定の事項は、別記2、4及び5のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長 殿

(通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の
運用に権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

別記

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	氏名又は名称			
		住所			
2	申請台数	MCA	ショルダー型		台
			ハンディー型		台
		簡易無線			台
		衛星携帯電話（ ）			台
		その他（ ）			台
3	使用場所	(使用場所が指定できるときのみ記入してください。)			
4	引渡場所及び返納場所				
5	貸付期間等	借受日	年 月 日		
		貸付期間	年 月 日 (原則、貸付から6ヶ月以内)		
6	使用目的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。			
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。			
8	貸付条件				
<input type="checkbox"/> 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。 <input type="checkbox"/> 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 <input type="checkbox"/> 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <input type="checkbox"/> 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 <input type="checkbox"/> 9 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めるときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。					
備考					

【通信機器の借用様式（臨時災害放送局用機器）】

【1-1】

借受申請書

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。）^{第三条第三号}_{第三条第八号}※1

に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請
します。

令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

北海道総合通信局長 殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の
運用に権限を有する者）

年 月 日

印※2

※1 「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は○で囲むこと。

第三条三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合

第三条八号：災害時の貸付の場合

※2 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【1-2】

貸付承認通知書

年 月 日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

年 月 日

北海道総合通信局長

印

借受書

年 月 日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記8貸付条件に従います。

北海道総合通信局長 殿

(貸出を受ける団体において臨災局用機器の
運用に権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

別記

借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	名称及び代表者の氏名	
		住所	
2	借受物品	<input type="checkbox"/> 臨災局用機器	1 式
		<input type="checkbox"/> 電源用ケーブル	1 台
3	使用目的		
4	使用場所		
5	借受を必要とする理由		
6	借受期間	借受日	年 月 日
		借受期間	年 月 日 (原則、貸付から6ヶ月以内)
7	引渡場所		
8	貸付条件		
<input type="checkbox"/> 1 臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 <input type="checkbox"/> 2 臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。 <input type="checkbox"/> 3 臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <input type="checkbox"/> 4 臨災局用機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 <input type="checkbox"/> 5 臨災局用機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 <input type="checkbox"/> 6 臨災局用機器について使用場所以外での使用をしないこと。 <input type="checkbox"/> 7 臨災局用機器は無線局の廃止後速やかに、又は借受期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <input type="checkbox"/> 8 臨災局用機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を北海道総合通信局長に提出し、その指示に従うこと。原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 <input type="checkbox"/> 9 北海道総合通信局長は、臨災局用機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めるときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。			
備考			

第9章 水防施設及び輸送

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防資器材

第1 水防資器材の備蓄

水防管理団体（町）及び消防機関の水防資器材の備蓄は、次のとおりである。

なお、水防管理団体（町）及び消防機関の備蓄する資器材に不足が生じたときは、災害時の協力体制に関する協定を締結している雄武建設業協会のほか、町内の各産業団体や民間企業の協力を得ながら調達する。

【水防資器材（町及び消防機関保有）】

（令和3年12月末現在）

品名	数量	摘要
掛矢	7丁	
のこぎり	4丁	
ツルハシ	8丁	
スコップ	65本	
なた	4丁	
鎌	18丁	
おの	18丁	
ハンマー	4丁	
一輪車	9台	
はしご	6脚	
照明灯	35台	
土のう袋	9,100袋	
シート	50枚	
ロープ	1kg	
土のう	3,570袋	フルコン土のうを含む。
トンパック	10袋	

第2 水防資器材の調査等

水防管理者（町長）は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、

備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

第3 道への応援要請

水防管理者（町長）は、水防活動に必要な水防資器材に不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材をオホーツク総合振興局長、網走開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

第4 水防用土砂の堆積、採取

水防管理者（町長）は、有事に備えて土砂を所有地内に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保しておくとともに、その場所や数量を明らかにしておく。

なお、確保している土砂に不足が生じたときは、災害時の協力体制に関する協定を締結している雄武建設業協会のほか、民間企業の協力を得て確保する。

第2節 輸送の確保

第1 水防管理者（町長）の措置

水防管理者（町長）は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

町内の緊急輸送道路及び防災拠点施設は、次のとおりである。

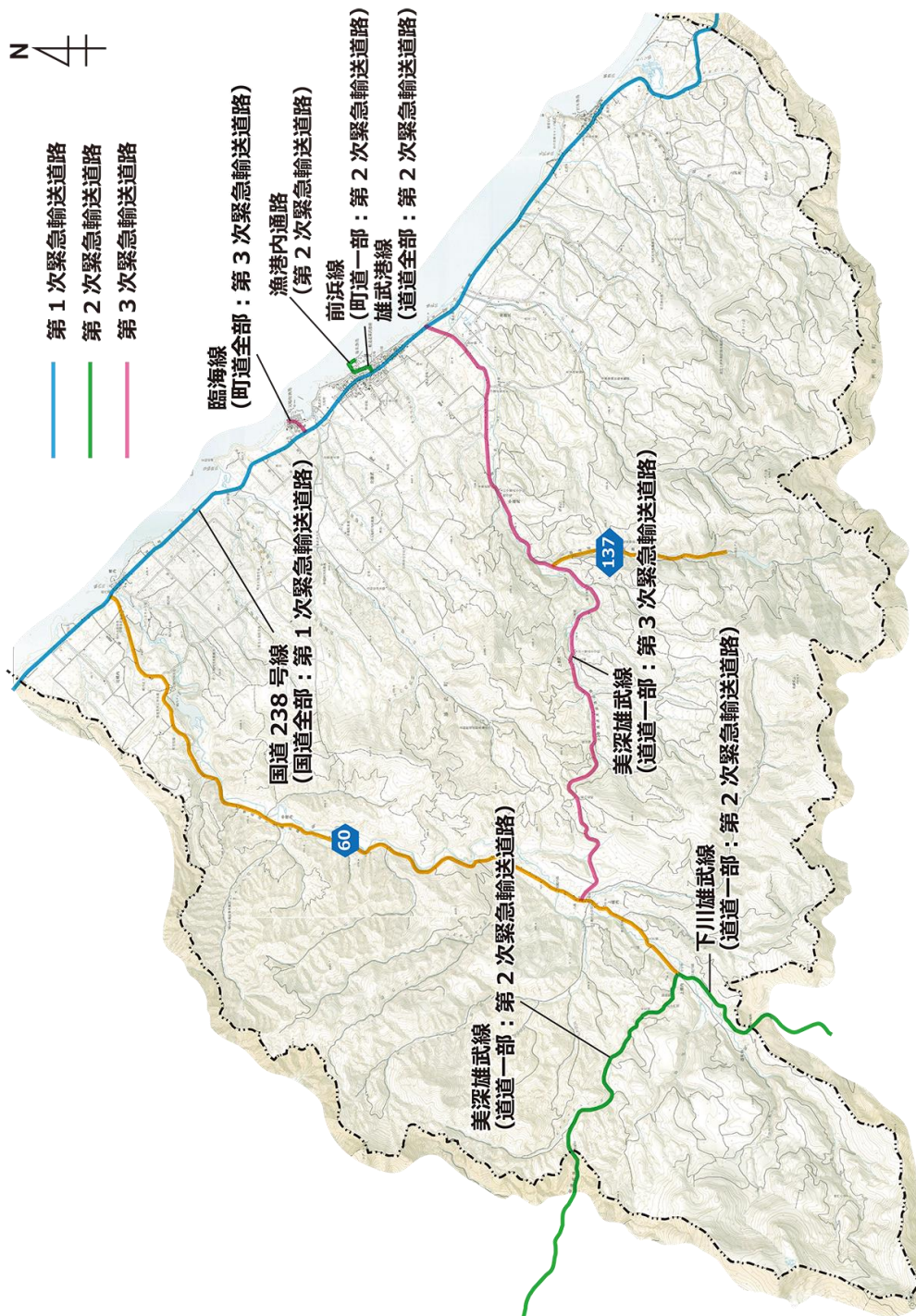
(1) 緊急輸送道路

区分	路線名
第1次緊急輸送道路	・国道238号
第2次緊急輸送道路	・道道49号美深雄武線 ・道道60号下川雄武線 ・道道410号雄武港線 ・町道前浜線 ・漁港内通路
第3次緊急輸送道路	・道道49号美深雄武線 ・町道臨港線

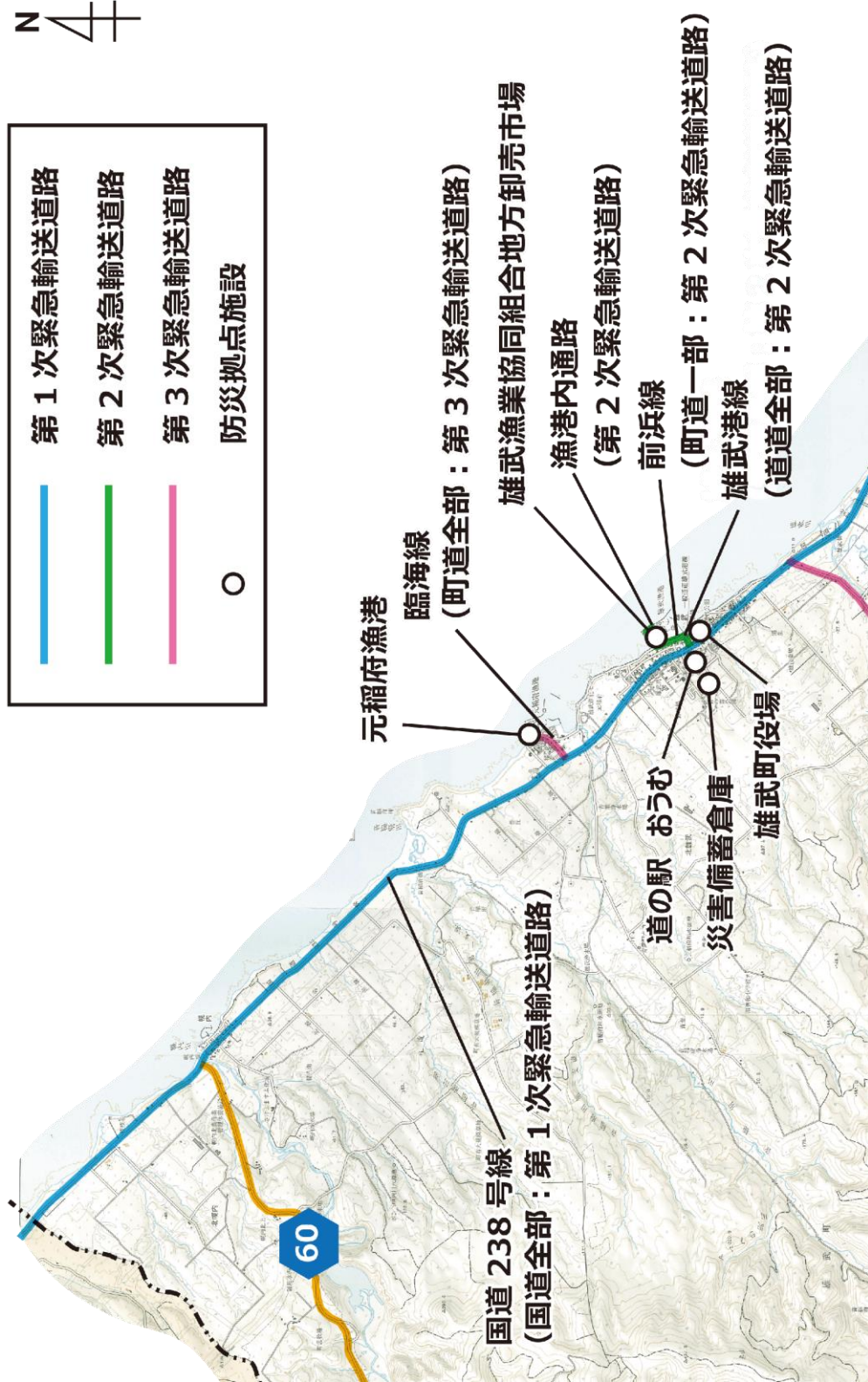
(2) 防災拠点施設

拠点種別	施設名称	施設区分
地方公共団体	雄武町役場	市町村役場
備蓄集積拠点	元稲府漁港	漁港
	雄武漁業協同組合地方卸売市場	物流拠点 (市場、トラックターミナル等)
	道の駅 おうむ	道路防災拠点
	災害備蓄倉庫	備蓄倉庫

【緊急輸送道路及び防災拠点施設図（広域図）】



【緊急輸送道路及び防災拠点施設図（市街地拡大図）】



第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、「雄武町地域防災計画【風水害等災害対策編】第5章 第14節 輸送計画」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第 10 章 水防活動

第10章 水防活動

第1節 水防配備

第1 町の非常配備体制

水防管理団体（町）は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備要員
第1 非常配備 (準備)	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2 非常配備の招集その他の活動ができる体制	住民生活対策部 総務対策部 産業振興対策部 建設対策部
第2 非常配備 (警戒)	(1) 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 (2) 水防管理者（町長）が必要と認めて指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各対策部 ※第3 非常配備体制へ迅速に移行できる体制を確保する。
第3 非常配備 (出動)	(1) 激甚な災害が予想される時又は危険性が大で第2 非常配備で処理できがたいと認められるとき。 (2) 水防管理者（町長）が必要と認めて指令したとき。	完全な水防体制	各対策部（全職員）

(注) 水防管理者（町長）は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、オホーツク総合振興局に報告する。

第2 消防団（水防団）の非常配備体制

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団（水防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。ただし、水防管理者（町長）は、配備団員の安全確保を図らなければならない。

その基準は、概ね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団（水防団）の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測される時。 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時。 3 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要と認めるとき。 	消防団長（水防団長）は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水こう門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる。
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 緊急にその必要があるとして水防管理者（町長）からの指示があったとき。 4 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要と認めるとき。 	消防団（水防団）の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。
解除	水防管理者（水防管理者）が解除の指令をしたとき。	

第2節 巡視及び警戒

第1 平常時

水防管理者（町長）及び消防団長（水防団長）（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。

河川等の管理者、その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会い又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団等が立会い又は共同で行うことが望ましい。

第2 出水時

1 洪水

水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、オホーツク総合振興局長及び河川等の管理者に連絡する。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

2 高潮

水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）は、道から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒を更に厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、オホーツク総合振興局長及び海岸等の管理者に連絡する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。

その際、消防団員（水防団員）は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員（水防団員）が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

第1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長（水防団長）、消防団（水防団員）及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、「雄武町地域防災計画【風水害等災害対策編】第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところによる。

第1 避難及び立退きの指示

- 1 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

水防管理者（町長）が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- 2 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告する。
- 3 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知するよう努める。

第7節 決壊・越水等の通報

第1 決壊・漏水等の通報

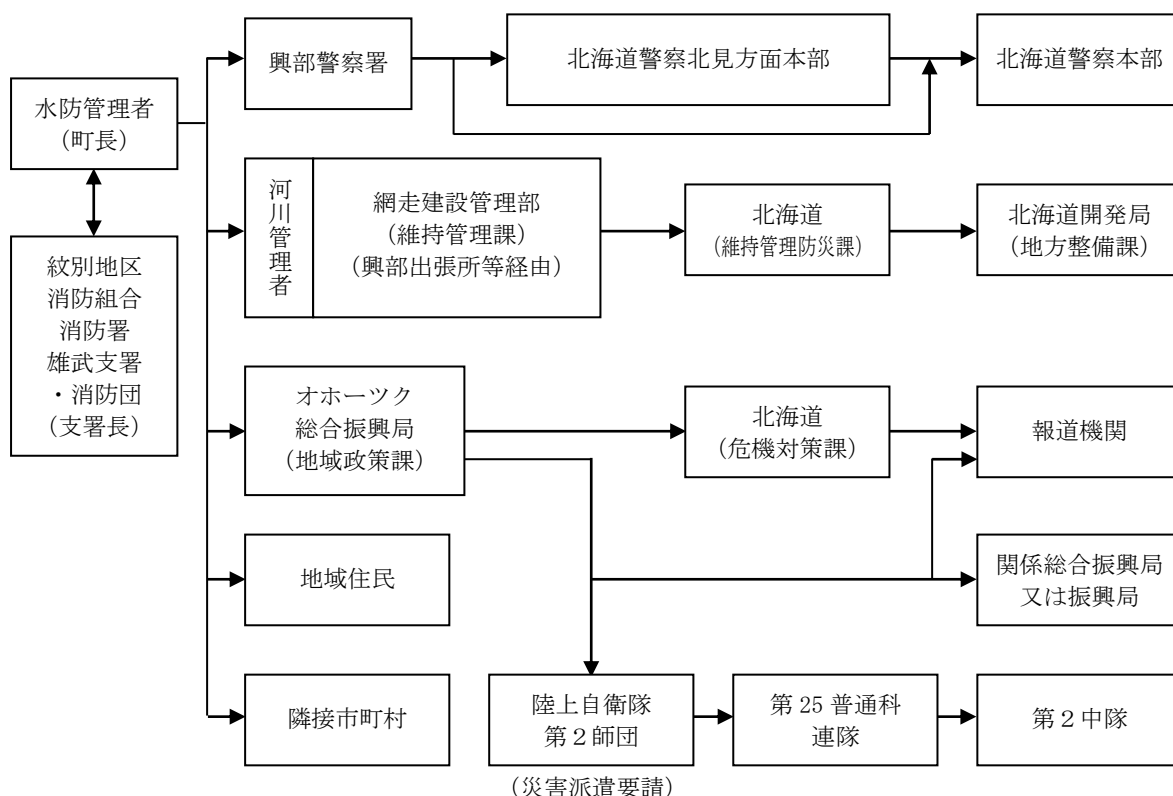
水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに地域住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、水防管理者（町長）に避難情報の発令に資する事象として情報提供する。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法に関係者と確認しておく。

第2 通報・連絡系統図

決壊・越水等が発生した場合の連絡体制は、次のとおりである。



第3 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第8節 水防配備の解除

第1 水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、オホーツク総合振興局長を通じ、道知事に報告する。

第2 消防団（水防団）の非常配備の解除

消防団（水防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員（水防団員）は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標 識等

第11章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

道知事が定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

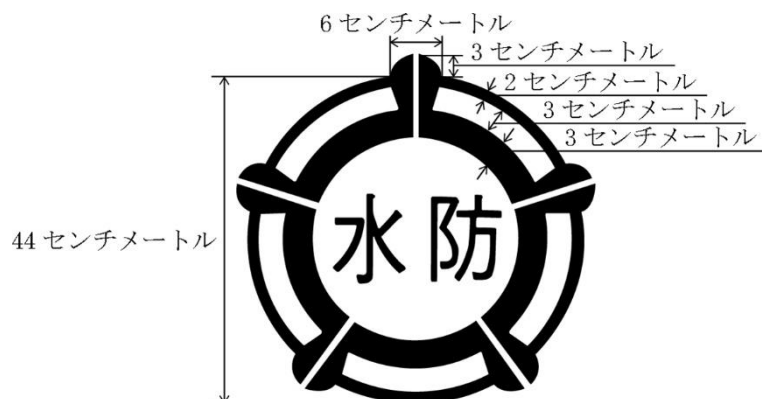
※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	乱打	約1分 5秒 1分 ○ - 休止 - ○ -

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第2節 水防標識

- 1 道知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号
水 防 立 入 調 査 員 証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
年 月 日
雄武町長 印

(裏)

水防法（抜粋）
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

縦9センチメートル 横6センチメートル

第 12 章 協力及び応援

第12章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力及び援助

道知事は、自らの業務等に照らし、可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体（町）に対し、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、道保有の備蓄資器材の貸与

第2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、道及び他市町村へ応援を求める。

また、他の水防管理者又は他の消防機関の長、消防団長（水防団長）から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限り、その求めに応じる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

第3 警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認めるときは、興部警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ興部警察署長と協議しておく。

第4 自衛隊の派遣要請

水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の2に基づき、道知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、道知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するこ

とができない場合には、水防管理者（町長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5 地域住民、自主防災組織等との連携

水防管理者（町長）は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、地域住民等に水防活動への協力を求める。

第 13 章 費用負担と公用負担

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

第1 費用負担

水防管理団体（町）の水防に要する費用は、水防管理団体（町）が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた他の水防管理団体が負担し、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定める。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体（町）の水防によって、水防管理団体（町）の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は、道知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

第1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防団長（水防団長）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防管理者（町長）より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

【公用負担権限委任証】

第	号	
公用負担権限委任証		
住	所	
職	名	
氏	名	
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。		
年	月	日
委任者	氏名	印

(縦9センチメートル 横6センチメートル)

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

【公用負担命令票】

第	号
公用負担命令票	
住 所 氏 名	
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。	
1	目的物
	(1) 所在地
	(2) 名 称
	(3) 種 類 (又は内容)
	(4) 数 量
2	負担内容
	(使用・収用・処分等について詳記すること)
年 月 日	
命令者 職 氏名 印	

(日本工業規格 A 4 版)

第 4 損失補償

水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第 14 章 水防報告等

第14章 水防報告等

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管する。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員（水防団員）及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見

第2 水防報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。

【水防活動実施報告書】

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出水の状況									
水防実施箇所									
日時									
出動人員	水防団員	消防団員			その他			合計	
	人	人			人			人	
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法								
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
	効果 被害	m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人	
使用資機材	かます、俵				居住者の出動状況				
	万年、土俵								
	なわ				水防関係者の死傷				
	丸太								
	その他				雨量水位の状況				
水防活動に関する自己評価 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

〇〇年台風〇〇号における水防活動
(北海道〇〇町消防団・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

○概要

〇〇町消防団は、〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約 12 時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)

水防活動
または
被害状況写真

〇〇左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動
または
被害状況写真

〇〇左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



第 15 章 水防訓練

第 15 章 水防訓練

第 1 水防訓練

水防管理団体は（町）は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防団（水防団）及び消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、必要に応じ、河川管理者に水防訓練への参加を要請する。

**第16章 浸水想定区域にお
ける円滑かつ迅速な避難の
確保及び浸水防止のための
措置**

第 16 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水防止のための措置

第 1 節 洪水、内水、高潮対応

第 1 洪水浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び道知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、「北海道水防計画（資料編）別表 17 河川別浸水想定区域・ハザードマップ公表状況（国管理河川）」及び「北海道水防計画（資料編）別表 18 河川別浸水想定区域・ハザードマップ公表状況（道管理河川）」のとおりである。

第 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 3 洪水、内水、津波、高潮ハザードマップ等の配布等

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた本章第 2 に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他必要な措置を講じ、住民が常に知り得る状態にしておく。

第4 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、洪水ハザードマップ等に記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にしておく。

第5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

町から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は、町地域防災計画に定められたとおり、FAX、電話、メール等により伝達する。

法第15条の3により、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

第2節 津波対応

第1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、道は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、道の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

第2 町地域防災計画の拡充

町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第3 津波ハザードマップの作成・周知

町長は、町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

第4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により町地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 17 章 水防協力団体

第17章 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体（町）は、第2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体（町）は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体（町）は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及・啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団等との連携

水防協力団体は、消防団（水防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加する。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する（法第32条の3）。

第18章 指定水防管理団体の 水防計画

第 18 章 指定水防管理団体の水防計画

第 1 指定水防管理団体

道は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる（以下「指定水防管理団体」という。）。

なお、本町は、指定水防管理団体に指定されている。

第 2 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、町防災会議に諮り、道知事に遅滞なく届け出るものとする。

ただし、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更等）については、町防災会議会長が修正し、その結果を道知事に報告する。

第 3 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

第 4 指定水防管理団体の水防計画作成要領

指定水防管理団体の水防管理者（町長）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）を参考にして作成する。

雄武町水防計画

発行：雄武町防災会議（事務局：住民生活課）

住所：〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL：0158-84-2121 FAX：0158-84-2844

発行年月日：令和4年8月